

International Marketing Principles



ブリティッシュ・アメリカン・タバコ マーケティング国際原則

2018年10月

マーケティング国際原則

当社製品を効果的にマーケティングするには、成人消費者への情報発信と、希望する消費者と当社とのコミュニケーションが可能な状態でなければなりません。

この「マーケティング国際原則」は、従来型の紙巻たばこ製品に加え、「健康リスク低減の可能性を秘めた製品」(PRRP: Potentially Reduced Risk Products)のマーケティングを、適切な、責任ある方法で推進する指針となるとともに、当社製品に関する基本的なコミュニケーション機能を円滑にするために作成されました。

なお、マーケティング国際原則は、医薬品認可を受けた製品やノンニコチン製品（ニコチン製品と同ブランドのものを除く）には適用されません。

全製品に適用される基本原則：

- 1 正確で責任あるマーケティングを行い、誤解を与えるマーケティングは行わない
- 2 マーケティングは成人消費者に向けて行う
- 3 ブリティッシュ・アメリカン・タバコの製品の宣伝であること、また、当社ブランドの販売を促進するためにマーケティングを行っていることを明確にする

1. 正確で責任あるマーケティングを行い、誤解を与えるマーケティングは行わない

1.1

広告や販売促進活動において当社製品の特性や機能性を謳う場合は、信頼性の高い科学的・技術的研究又は消費者調査によって実証されていなければならない

1.2

広告における注意文言に関する規制で別段の定めがある場合を除き、広告（すべての販促資料を含む）並びに紙巻たばこ製品及びPRRPの消耗品のパッケージには、各媒体において適切な位置に健康に関する注意文言を表示しなければならない

1.3

当社のPRRPの広告は、従来型の紙巻たばこ製品の使用を促すものであってはならない

1.4

PRRPが、従来型の紙巻たばこ製品と比較してリスクの低減が可能であること、また、新しい種類の製品であることを踏まえ、PRRPのマーケティングについては、従来型の紙巻たばこ製品のマーケティングよりも自由度が高くあるべきだと考える。ただし、そのようなマーケティング活動は、正確で責任ある活動でなければならず、誤解を招くようなものであってはならない

1.5

当社のマーケティングは、販売地域の市場において適用される法令を遵守して行わなければならない

1.6

マーケティング国際原則に定めた原則は、当社が最低限求める基準であり、現地の法令よりも厳しい場合でも適用される。現地の適用法令又は市場の自主規範が、当社のマーケティング国際原則よりも厳しいか又はこれに優先する場合は、そのような現地の法律又は自主規範に従う

2.マーケティングは成人消費者に向けて行う

2.1

当社は、未成年者は喫煙したりPRRPを使用したりすべきではないと考える。当社の広告、パッケージ、フレーバーの名称、販促品、活動及びイベントは、成人に向けたものとする

2.2

当社の広告に登場する人物は、25歳未満であってはならない

2.3

自社サイト及びアプリに掲載する当社製品の広告は、すべて年齢認証済みの成人に向けたものでなければならない

2.4

対面による当社製品の販売促進活動は、すべて年齢認証済みの成人喫煙者のみに向けたものでなければならない。従来型の紙巻たばこ製品のサンプル配布は、サンプルを受領することに同意した成人喫煙者に対してのみ行う。PRRPのサンプル配布は、サンプルを受領することに同意した成人消費者に対してのみ行う

2.5

放送メディア、印刷出版物、第三者によるデジタル出版又は販売促進イベントにおける当社製品の広告は、原則として成人向けの媒体でのみ行う

2.6

学校の周囲100メートル以内には、固定式の屋外広告を設置してはならない

2.7

当社製品をインターネットで販売する場合は、年齢認証済みの成人に向けてのみ販売されていることを確認する

3.ブリティッシュ・アメリカン・タバコの製品の宣伝であること、また、当社ブランドの販売を促進するためにマーケティングを行っていることを明確にする

3.1

マーケティング・メッセージの出所や、従来型の紙巻たばこやPRRPのブランドを広告するための活動であるという事実を隠すステルスマーケティングは行わない

3.2

当社製品の販売を促進するために第三者を利用する場合は、当該第三者に対して、当社製品に関する販売促進活動がすべてブリティッシュ・アメリカン・タバコの代理として実施するものであることを明確にするよう要求する